

[事案 2023-197] 契約内容変更請求

・令和6年4月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約引受不可と判断された契約への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年12月に終身医療保険（契約①）を申し込んだが、被保険者の体況を理由に契約引受不可と判断された。しかし、以下等の理由により、契約①は成立していることから、同月に別途申し込んで翌月成立した限定告知型終身医療保険（契約②）を契約①に変更してほしい。

- (1)募集人が、自分の所属団体に「職員番号を教えてください」と自分の職員コードを問い合わせた。
- (2)募集人に連絡したところ、契約①が成立したので振替手続が必要である、(自分の)所属団体に振替用紙を送ってもらうよう手配したので、すぐ提出するよう指示された。
- (3)ご契約のしおりに従えば、口座振替の手続を求めたことは承諾の手続が済んでいることになる。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)集団扱（給与天引き）確認書作成時に、同確認書に記載する必要がある申立人の所属コードと氏名コードがわからなかったため、募集人が申立人の所属団体に電話で問い合わせをしたところ、「こちらから申立人にコードは教える」、「口座振替依頼書は所属団体の書類のため、こちらから申立人にコードは教える」と言われた。
- (2)保険料の支払方法は、契約内容として申込書に記載される内容であり、また、保険料の支払経路により保険料の金額が異なることから、申込時に払込方法について指定いただく必要がある。本契約では、申立人は集団扱いを選択されたので、集団扱いの適用可否を申込時に所属団体に確認する必要がある。
- (3)募集人は、申立人に対し「契約①が成立した」と話していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。